和三年四月一日とする。

政 令

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅

義偉

政令第三十三号

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令

政令を制定する。 内閣は、後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十七条の規定に基づき、 この

第五条第二項及び第十二条第三項中「記名押印しなければ」 後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。 を「記名しなければ」に改める。

この政令は、 令和三年三月一日から施行する。

内閣総理大臣 法務大臣 菅 上川 義偉

る政令をここに公布する。 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定め

名 御 璽

官

御

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十四号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を 定める政令

年法律第三十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律 令和

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、

総務大臣 **武** 田 良太

内閣総理大臣 菅 義偉

放送法施行令の 一部を改正する政令をここに公布する。

名 御

御

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

令和三年二月十九日

政令第三十五号

放送法施行令の一部を改正する政令

基づき、この政令を制定する。 第七十一号)の施行に伴い、及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八十条第八項の規定に 内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律

第三条中「第八十六条の三の」を「第八十六条の四の」に改め、同条の表の上欄中放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。

「第八十六条の四」に改める。

を

この政令は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日 (令和三年三月

改め、「第三項第二号」の下に「並びに第七百三十五条の二第三項第二号」を加え、「第八十六条の三」

に「、第七百十四条の三」を加え、「並びに第七百三十一条第一項」を「、第七百三十一条第一項」に

旦

から施行する。

省 令

内閣総理大臣

菅

総務大臣

武田

義 良 偉 太

〇法務省令第三号

する省令の一部を改正する省令を次のように定める 後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号)第十八条の規定に基づき、 後見登記等に関

令和三年二月十九日

法務大臣

上川

後見登記等に関する省令(平成十二年法務省令第二号)の一部を次のように改正する。 後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

(登記事項証明書等の交付請求の方式) 改 正 後 改 正 前

第十七条 略 2

2

載し、申請人又はその代表者若しくは代理 人が記名しなければならない。 前項の申請書には、次に掲げる事項を記

第十七条 (登記事項証明書等の交付請求の方式) 同上

載し、申請人又はその代表者若しくは代理 人が記名押印しなければならない。 前項の申請書には、次に掲げる事項を記 同上]

備考 表中の の記載は注記である。

略

令

この省令は、令和三年三月一日から施行する。附 則

〇文部科学省令第七号

行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)第八条の二第四項ただし書及び第八条 びに独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項並びに独立 援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。 の四の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支 大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号)第二条第二項ただし書並 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八条第一項及び第十八条並びに

文部科学大臣 萩生田光

報

3~8 [略]

省令の一部を改正する省令 大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する

(大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第六号)の一部 次のように改正する

うに改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ 定の傍線を付した部分のように改め、 れを加える。 傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ 2の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

正 後

(認定の申請等)

第十一条 生等は、その在学する確認大学等の定める うちいずれか一の確認大学等)に提出する の確認大学等に在学するときは、これらの を当該確認大学等(その者が同時に二以上 条の三までにおいて「減免申請書」という。) 日までに、申請書(以下この条から第十一 ものとする。 授業料等減免を受けようとする学

2 減免申請書を当該確認大学等に提出するも 以内の当該確認大学等の定める日までに、 含む。以下この項、次条及び第十一条の三 同条第三号の転学及び同条第五号の入学を ようとする学生等は、確認大学等に入学(第 のとする。 において同じ。)する前年度又は入学後三月 二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、 前項の場合において、入学金減免を受け 2

3 { 8 同上

[条を加える。]

第十一条の三 第十九条第一項第二号に該当

始期の特例)

授業料等減免対象者に対する授業料減免の

(緊急に授業料減免を受けることが必要な

する授業料等減免対象者に対する授業料減

3

免は、前条の規定にかかわらず、

次の各号

に掲げる授業料等減免対象者の区分に応

改 正

前

第十一条 授業料等減免を受けようとする学 等に在学するときは、これらのうちいずれ おいて「減免申請書」という。)を当該確認 日までに、申請書(以下この条及び次条に 生等は、その在学する確認大学等の定める か一の確認大学等)に提出するものとする。 大学等(その者が同時に二以上の確認大学 (認定の申請等)

内の当該確認大学等の定める日までに、減 同条第三号の転学及び同条第五号の入学を 免申請書を当該確認大学等に提出するもの おいて同じ。)する前年度又は入学後三月以 含む。以下この項、次条及び附則第四条に ようとする学生等は、確認大学等に入学(第 とする。 一十条第一号の編入学、同条第二号の入学、 前項の場合において、入学金減免を受け

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その 等に届け出るものとする。 当該変更又は更新のあった事項を確認大学 格の変更若しくは在留期間の更新があった 生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資 ときは、確認大学等が定めるところにより、

する月分まで行うものとする。 業料減免を行うべき事由が消滅した日の属 それぞれ当該各号に定める月分から授

- が入学前であり、入学後三月以内の日ま 大学等に入学した日の属する月 でに減免申請書を提出した者 が生じた日(以下「事由発生日」という。) 第十九条第一項第二号に規定する事由 当該確認
- 月を経過して減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する月 事由発生日が入学前であり、入学後三 事由発生日が入学後である者 当該減
- 額等の判定等) (授業料等減免対象者等の収入額及び資産 免申請書を提出した日の属する月

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行 ず、三月ごと(事由発生日から起算して十 われるまでの間は、前項の規定にかかわら 認定における収入額・資産額等の判定が行 属する年の翌々年に前項の規定により適格 五月を経過した後にあっては、 た授業料減免の額の判定は、事由発生日の かの判定及び当該減免額算定基準額に応じ う授業料等減免対象者及びその生計維持者 に行うものとする。 に係る直近の減免額算定基準額が第十条第 一項第三号イに定める額に該当するかどう 一年ごと)

3 5

(生計維持者の変更等の届出)

額等の判定等) 、授業料等減免対象者等の収入額及び資産

第十三条 同上

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行 規定により適格認定における収入額・資産 から起算して十五月を経過した後にあって 規定にかかわらず、三月ごと(事由発生日 額等の判定が行われるまでの間は、前項の 項第二号に規定する事由が生じた日(以下 かの判定及び当該減免額算定基準額に応じ 二項第三号イに定める額に該当するかどう う授業料等減免対象者及びその生計維持者 この項及び附則第四条において「事由発生 た授業料減免の額の判定は、第十九条第一 に係る直近の減免額算定基準額が第十条第 という。)の属する年の翌々年に前項の 一年ごと)に行うものとする。

同上

(生計維持者の変更等の届出

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その は更新のあった事項を確認大学等に届け出 生計維持者の変更又は在留資格の変更若し るものとする。 大学等が定めるところにより、当該変更又 くは在留期間の更新があったときは、 、確認

官

金曜日

附 則

算定の特例) (令和三年度における減免額算定基準額の

第四条 ら九月までの間は、第十九条第一項各号に において次のいずれかに該当する者であっ 業料等減免対象者又はその生計維持者が令 掲げる場合のほか、選考対象者若しくは授 科学省令で定める場合は、 た場合とする に規定する市町村民税の所得割の賦課期日 二年度分の施行令第二条第二項ただし書 施行令第二条第二項ただし書の文部 令和三年四月か

号に規定する扶養親族とされている者を 所得金額が五百万円以下であるもの あるものを有し、かつ、令和元年の合計 林所得金額の合計額が四十八万円以下で 除く。)で令和元年の同法第三百十三条第 の地方税法第二百九十二条第一項第七号 ち、その者と生計を一にする子(他の者 ある場合を含む。)をしていないもののう ないが、事実上婚姻関係と同様の事情に あって、 に規定する同一生計配偶者又は同項第九 婚姻によらないで母となった女子で 項の総所得金額、 現に婚姻(婚姻の届出をしてい 退職所得金額及び山

所得金額が五百万円以下であるもの 林所得金額の合計額が四十八万円以下で 除く。)で令和元年の同法第三百十三条第 号に規定する扶養親族とされている者を の地方税法第二百九十二条第一項第七号 ち、その者と生計を一にする子(他の者 ある場合を含む。)をしていないもののう ないが、事実上婚姻関係と同様の事情に あるものを有し、 に規定する同一生計配偶者又は同項第九 あって、 婚姻によらないで父となった男子で 項の総所得金額、 現に婚姻(婚姻の届出をしてい かつ、 退職所得金額及び山 令和元年の合計

令和 3 年 2 月 1 9 日

授業料等減免対象者に対する授業料減免の 始期の特例) (緊急に授業料減免を受けることが必要な

第四条 第十九条第一項第二号に該当する授 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 当分の間、第十一条の二の規定にかかわら 月分から授業料減免を行うべき事由が消滅 業料等減免対象者に対する授業料減免は、 した日の属する月分まで行うものとする。 次の各号に掲げる授業料等減免対象者

る月 者 当該確認大学等に入学した日の属す 月以内の日までに減免申請書を提出した 事由発生日が入学前であり、 入学後三

た日の属する月 授業料等減免対象者としての認定を受け 月を経過して減免申請書を提出した者 事由発生日が入学前であり、 入学後

月を経過した日のいずれか早い日の属す の認定を受けた日又は事由発生日から四 提出した者 日から三月以内の日までに減免申請書を 事由発生日が入学後であり、 授業料等減免対象者として 事由発生

日から三月を経過して減免申請書を提出 定を受けた日の属する月 した者 事由発生日が入学後であり、事由発生 授業料等減免対象者としての認

> 2 | 準ずるものと認められる場合にあっては、 民税の所得割を課することができない者に 切り捨てた額) (同項本文に規定する市町村 より算定した額は、第十九条第二項の規定 号に掲げる額を控除した額(その額が零を 円未満の端数がある場合にあってはこれを 下回る場合にあっては零とし、その額に百 ただし書の文部科学省令で定めるところに にかかわらず、第一号に掲げる額から第一 前項の場合における施行令第二条第二項

合計額に百分の六を乗じた額から一万八 千円を控除した額 施行令第二条第二項第一号に規定する

控除する額 施行令第一 一条第二 一項第二号に規定する

備考 線は注記である。 表中の「」 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍

第二条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)

の 部

を次のように改正する。

象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに 定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改 改 正 前

(学資支給金の支給の始期及び終期 正 後

第二十三条の五 という。)を行った者 当該確認大学等に 申請(以下この条において単に「申請」 の定める日までに前条第一項に規定する 年度の前年度又は入学後三月以内の機構 三号の転学及び同条第五号の入学を含 号の編入学、同条第二号の入学、同条第 入学した日の属する月 む。以下この条及び次条において同じ。) 確認大学等への入学(第四十二条第一

略

給の始期の特例) 必要な給付奨学生に対する学資支給金の支 (緊急に学資支給金の支給を受けることが

第二十三条の五の二 の支給は、前条の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、 に該当する給付奨学生に対する学資支給金 第四十条第一項第二号

(学資支給金の支給の始期及び終期)

第二十三条の五 号の編入学、同条第二号の入学、 請」という。)を行った者 当該確認大学 定する申請(以下この条において単に「申 の機構の定める日までに前条第一項に規 同じ。) 年度の前年度又は入学後三月以内 む。以下この条及び附則第十条において 三号の転学及び同条第五号の入学を含 等に入学した日の属する月 確認大学等への入学(第四十二条第一 同上 同上 同条第

[条を加える。]

する月分まで行うものとする。 金の支給を行うべき事由が消滅した日の属 れぞれ当該各号に定める月分から学資支給

でに申請を行った者 が入学前であり、入学後三月以内の日ま が生じた日(以下「事由発生日」という。) 人学した日の属する月 第四十条第一項第二号に規定する事由 当該確認大学等に

月を経過して申請を行った者 を行った日の属する月 事由発生日が入学前であり、 事由発生日が入学後である者 当該申請 入学後三 当該申

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判 請を行った日の属する月

第二十三条の七 略

ず、三月ごと(事由発生日から起算して十 認定における収入額・資産額等の判定が行 属する年の翌々年に前項の規定により適格 かの判定及び当該支給額算定基準額に応じ 近の支給額算定基準額が第二十三条の二第 う給付奨学生及びその生計維持者に係る直 五月を経過した後にあっては、 われるまでの間は、前項の規定にかかわら た学資支給金の額の判定は、事由発生日の に行うものとする。 一項第四号イに定める額に該当するかどう 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行 一年ごと) 2

(生計維持者の変更等の届出) 略

第二十三条の九 給付奨学生は、 給に必要なものとして機構が定める事項を 留期間の更新の有無その他学資支給金の支 は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在 るところにより、その生計維持者の変更又 機構に届け出るものとする。 機構の定め

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判

第二十三条の七 同上

規定にかかわらず、三月ごと(事由発生日 額等の判定が行われるまでの間は、前項の 規定により適格認定における収入額・資産 かの判定及び当該支給額算定基準額に応じ 近の支給額算定基準額が第二十三条の二第 う給付奨学生及びその生計維持者に係る直 は、一年ごと)に行うものとする。 から起算して十五月を経過した後にあって 項第二号に規定する事由が生じた日(以下 た学資支給金の額の判定は、第四十条第一 この項及び附則第十条において「事由発生 一項第四号イに定める額に該当するかどう 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行 という。)の属する年の翌々年に前項の

同上

(生計維持者の変更等の届出)

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定め のとして機構が定める事項を機構に届け出 の有無その他学資支給金の支給に必要なも は在留資格の変更若しくは在留期間の更新 ――。ところにより、その生計維持者の変更又 るものとする。

四項ただし書の文部科学省令で定めるとこ

前項の場合における施行令第八条の二第

ろにより算定した額は、

第一号に掲げる額

附 則

算定の特例) (令和三年度における支給額算定基準額の

日において次のいずれかに該当する者で 書に規定する市町村民税の所得割の賦課期 文部科学省令で定める場合は、令和三年四 あった場合とする。 は支給対象者又はその生計維持者が、令和 号に掲げる場合のほか、選考対象者若しく 二年度分の施行令第八条の二第四項ただし 月から九月までの間は、第四十条第一項各 施行令第八条の二第四項ただし書の

所得金額が五百万円以下であるもの 除く。)で令和元年の同法第三百十三条第 あるものを有し、かつ、令和元年の合計 林所得金額の合計額が四十八万円以下で 号に規定する扶養親族とされている者を に規定する同一生計配偶者又は同項第九 ち、その者と生計を一にする子(他の者 ある場合を含む。)をしていないもののう ないが、事実上婚姻関係と同様の事情に あって、現に婚姻(婚姻の届出をしてい 項の総所得金額、退職所得金額及び山 婚姻によらないで母となった女子で 地方税法第二百九十二条第一項第七号

2 | 林所得金額の合計額が四十八万円以下で ないが、事実上婚姻関係と同様の事情に あって、現に婚姻(婚姻の届出をしてい 所得金額が五百万円以下であるもの あるものを有し、かつ、令和元年の合計 除く。)で令和元年の同法第三百十三条第 号に規定する扶養親族とされている者を に規定する同一生計配偶者又は同項第九 の地方税法第二百九十二条第一項第七号 ち、その者と生計を一にする子(他の者 ある場合を含む。)をしていないもののう 婚姻によらないで父となった男子で 項の総所得金額、退職所得金額及び山

> 確認大学等に入学した日の属する月 月以内の日までに申請を行った者 事由発生日が入学前であり、入学後三 当該

月を経過して申請を行った者 事由発生日が入学前であり 入学後三 給付奨学

生認定を受けた日の属する月

早い日の属する月 発生日から四月を経過した日のいずれか 日から三月以内の日までに申請を行った 事由発生日が入学後であり、事由発生 給付奨学生認定を受けた日又は事由

給付奨学生認定を受けた日の属する月 日から三月を経過して申請を行った者 事由発生日が入学後であり、事由発生

則

必要な給付奨学生に対する学資支給金の支化繁急に学資支給金の支給を受けることが 給の始期の特例)

第十条 第四十条第一項第二号に該当する給 ず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に 分の間、第二十三条の五の規定にかかわら 学資支給金の支給を行うべき事由が消滅し 応じ、それぞれ当該各号に定める月分から た日の属する月分まで行うものとする。 付奨学生に対する学資支給金の支給は、

行うことができる。

報

(施行前の準備)

第二条 この省令を施行するために必要な判定の手続その他の行為は、

〇農林水産省告示第三号

金曜日

令和三年二月十九日

する合計額に百分の六を乗じた額から一 万八千円を控除した額 施行令第八条の二第四項第二号に規定 施行令第八条の二第四項第一号に規定

する控除する額 表中の「 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。 備考 (施行期日) 線は注記である。 附 則

告 亦

基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。 一十年九月三十日財務省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、

農林水産大臣 財務大臣 野上浩太郎

応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 同条の年五分以内で主務大臣の定める利率 で主務大臣の定める利率は、年三厘とし、 という。)附則第三十五条の年三分五厘以内 株式会社日本政策金融公庫法(以下「法 年三厘とし、同条の年六分五厘以内で 改 IE 後 は、年二厘とし、同条の年六分五厘以内で 同条の年五分以内で主務大臣の定める利率 という。) 附則第三十五条の年三分五厘以内 で主務大臣の定める利率は、年二厘とし、 株式会社日本政策金融公庫法 改 「傍線部分」という。) でこれに対 Œ 前 (以下 法 、これを加、改正後欄

主務大臣の定める利率は、年四厘五毛とし、

主務大臣の定める利率は、年三厘五毛とし、

令和 3 年 2 月 1 9 日

える。

分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年 利率は、年一分四厘五毛とし、同条の年四 同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める 三厘とする。

限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期 三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定 いては、一の規定にかかわらず、法附則第 げる利率とする。 法別表第五第一号の1に掲げる資金につ

年以下	以下	十三年を超え十四年	ソト 十二年を超え十三年	以下	下 十年を超え十一年以	十年以下	償還期限
年三厘	年二厘五毛	年二厘三毛	年二厘一毛	年一厘九毛	年一厘七毛	年一厘六毛	利率

この省令の施行前においても

期限の区分に応じ、 定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還 第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の 号の措置を実施するのに必要とするものに 受けた者が当該認定に係る同条第二項第三 年法律第五十一号)第三条第一項の認定を の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四 林業経営基盤の強化等の促進のための資金 者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、 号の1の主務大臣の定める要件に適合する 掲げる利率とする。 ついては、一の規定にかかわらず、法附則 法別表第五第三号の1に掲げる資金 (同 それぞれ同表の下欄に

> 利率は、年一分三厘五毛とし、 同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める 分五厘以内で主務大臣の定める利率は、 る利率は、年|

法別表第五第一号の1に掲げる資金につ

げる利率とする。 限の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲

める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期 三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定 いては、一の規定にかかわらず、法附則第

年以下	リト 十二年を超え十三年	十一年を超え十二年	十一年以下	償還期限
年二厘	年一厘九毛	年一厘七毛	年一厘六毛	利率

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金 期限の区分に応じ、 の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四 林業経営基盤の強化等の促進のための資金 号の1の主務大臣の定める要件に適合する 定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還 第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の ついては、一の規定にかかわらず、法附則 号の措置を実施するのに必要とするものに 受けた者が当該認定に係る同条第二項第三 年法律第五十一号)第三条第一項の認定を 者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、 掲げる利率とする。 それぞれ同表の下欄に